

浦安市ふるさと納税返礼品取扱事業者の個人情報の取扱いに係る特約条項

浦安市ふるさと納税返礼品取扱事業者に決定後、返礼品の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）および関係法令を遵守し、寄附者の個人情報について、その権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱う必要があります。応募に際しては、本特約条項に同意したものとみなされます。

- (1) この業務において知り得た個人情報などをみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (2) この業務において知り得た個人情報などについて、漏えい、滅失、改ざんまたは毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) この業務において知り得た個人情報などについて、目的以外に利用したり、第三者に提供してはならない。
- (4) この業務の実施のために提供を受けた個人情報が記録された文書などを複写し、または複製してはならない。
- (5) 個人情報の授受については、別に定める方法により、浦安市、浦安市が指定した返礼品に関する業務を請け負う中間事業者(以下「中間事業者」という。)および返礼品取扱事業者が指定する者との間で行うものとする。
- (6) この業務に従事するものについて、在職中および退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又不当な目的に利用しないなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (7) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置かなければならない。
- (8) この業務を第三者に再委託してはならない。
- (9) 受託者は、この業務に係る個人情報などの漏えい、滅失、改ざんまたは毀損その他の事故が生じ、又生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに浦安市および中間事業者の指示に従うものとする。
- (10) この業務において、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたは毀損その他の事故が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により、浦安市および中間事業者または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。